

# ぼんす 農業委員会だより

No. 20 2015年3月発行  
 編集/発行 本別町農業委員会  
 会長 山西 輝美  
 本別町北2丁目4番地1 TEL22-8125

## 「改革案」は現場に

### 混乱をもたらす

本別町農業委員会会長

山西 輝美



春耕期を目の前にして、皆様にはご健勝にお過ごしのことと思います。

さて、今日の農業情勢は世界規模での異常気象と新興国の経済情勢の変化などを背景に国際的な食料や飼料の需給情勢が不安定な要因を抱えており、食料の安全保障をいかに確立していくのが問われています。

TPP問題については、国の在り方を揺るがせかねない重大な交渉にも関わらず、具体的な内容の開示がなされないまま、近々にも妥結へ向かっているとの情報もあります。また、昨年唐突に閣議決定された「規

制改革実施計画」で農協改革、農業委員会、農業生産法人の見直しなどを一体的に進めようとしています。

農業委員会改革では、委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制に変更、人数は現行の半分程度、農地集積や耕作放棄地の解消などに取り組む「農地利用最適化推進委員」の設置などを含む案が今国会で議論されています。この農業委員会制度改革案は現場に混乱をもたらすものだと、十勝農業委員会連合会、北海道農業会議と共に連携して対応しているところです。

本別町農業委員会では、昨年の改選で11名の体制で活動しています。さらに優良農地を守り、農地の集団化、担い手への農地集積などを進めてまいります。本年が平穏で、皆様にとって健やかで実り多い年でありますよう、ご祈念申し上げます。

## 「規制改革実施計画」の内容

主なもの

○委員の選出方法は、今までの公選制から、首長の選任制へ、そして半減

○農地の売買、賃貸は「農地利用最適化推進委員（仮称）」を新設して行う

○国や地方自治体への意見の公表、建議等の法律に基づく業務の除外

これに対して、十勝農委連では

○選出方法は、地域及び農業者の声を反映するためにも、公選による

「代表制」の確保は不可欠

○農業委員のなり手が不足するなかで推進委員の新設は困難

○意見の公表、建議等の業務は農業者の代表として法律で認められることが極めて重要

等の決議を行い、要望活動を展開してきました。

農業委員会研修の中で、「規制改革」の内容について学びました。

平成26年11月13日  
 帯広市とかちプラザ  
 平成26年11月26日  
 北海道農業会議  
 平成27年1月21日  
 札幌市自治労会館



節税、そして老後のために、「農業者年金」加入について、是非ご家族で話し合ってください。



平成26年度より、新たなしくみのもとに、農地中間管理事業がスタートしました。これは、近年の耕作放棄地の増加や、農業の担い手減少等の問題に対応するための事業の一つです。

この事業を行うために、各都道府県に農地中間管理機構を設けました。北海道では農業公社がこの認定を受けています。

農地の利用の権利移動には、売買と賃貸という2種類がありますが、賃貸にはこれまで、農業委員会を通してのものと、農地法第3条、いわゆる相對という方法がありました。さらに今回、農地中間管理機構に貸し出しを行う方法が増えたのです。

農地の出し手は、中間管理機構である農業公社に最低10年間農地を預けます。公社は地域の実情を鑑み、農地を集積しながら担い手へ貸し出すという事業です。下表のように出し手への協力金が用意されています。

## 個々の出し手に対する支援

### 経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金)

#### 1 交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- 経営転換する農業者 ●リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない方

#### 2 交付要件

- 全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
- 農地が機構から受け手に貸し付けられること  
(集落営農組織と新規に10年以上の特定農作業受委託契約を締結した場合も対象)

#### 3 交付単価

機構への集積面積	単価(万円/戸)
0.5ha以下	30万円
0.5ha超2.0ha以下	50万円
2.0ha超	70万円

### 農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

#### 1 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、

- 自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- 所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

#### 2 交付要件

- 交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
- 農地が機構から受け手に貸し付けられること

#### 3 交付単価

単価(万円/10a)		
26・27年度	28・29年度	30年度
2.0万円	1.0万円	0.5万円

- 留意事項**
- 協力金の交付対象は農業振興地域内の農地に限られます。●相続手続の完了した農地に限られます。
  - 経営転換協力金と耕作者集積協力金は同一年度に交付を受けられません。また、機構への貸し付けをやめるなどして交付要件を満たさなくなった場合は、交付金の返還が必要となります。
  - その他にも交付の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。



## 農地の受け手(借受者)のメリット

- 1 借入期間中は安心して耕作ができます。
- 2 所有者(出し手)が複数の場合でも契約は機構とだけで済み、口座引落により賃料を支払う手間もかかりません。
- 3 機構が農地をとりまとめて貸し付けるので、農作業の効率化による生産性の向上を図ることができます。

※詳しくは農業委員会、または町農林課へおたずねください!

上本別 小笠原 愛さん

この「農業委員会だより」に寄稿するにあたり、平成18年のバックナンバーから頂いてパラパラ見ていると……「……」これも何かの縁

だったのでしょうか、9年前の新規就農者激励会の写真に夫と私がいました。今の私とはあまりにも違う?！ため、4才の息子は、夫をすぐに見つけたのですが、なぜか隣にいる私を見ても最後までママだとは言ってくれませんでした。(苦笑)



フレッシュミズの皆さんと

初めから話が横道にそれましたが、私のフレッシュミズ生活はここからスタートしました。正確に言うところ、実家を継ぐことになり戻ったらすぐに、農家に嫁いでいた後輩から電話で「先輩、入るよね? 申し込んでね」「ん? う……うん」で入会すること早9年。時が経つのは本当に早いものです。

### ☆フレッシュミズでの活動

JA本別町女性部フレッシュミズ部会は、現在28名で活動しており、下は20代前半から上は40代前半までと年齢に幅はありますが、みんなイキイキと年の差など感じない元気で活発な活動を展開しています。また平成26年度からは、フレッシュ「ミズ」とある様に、既婚女性だけでなく独身で農業を営む女性の入会もあり、ますます充実した会となっています。

主な行事として、特産品を使った料理学習会、子どもと行く日帰り研修、青年部や足寄・陸別フレミズとの交流会、クリスマス会、忘・新年会等があります。そのほかに次期経営者としての準備をしようと施肥方



足寄、陸別フレミズ交流会

法や雑草の種類、農協やクミカンについての勉強、緊急時にも使えるようにトラクターの始動・停止方法を学ぶなど様々な活動をしています。

### ☆農業というすばらしい仕事を、最高のパートナーと共に

グリーンサポートセンターが主催しているカップリングパーティーへのお手伝いもあります。企画段階から参加し、何度も会議を重ね、当日の女性参加者へのサポートも行っています。フレッシュの中にも、このカップリングパーティーで知り合いご結婚された方が多数いるので、その仲間からもアドバイスや当日のサポートをしてもらっています。昨年の夏には「コミュニケーションカアップセ

ミナー」を開催し、学んだことを翌日のパーティーで活かしてもらおう企画を試み、今年度も夏冬2回の開催が終了しました。ここ数年はカップル誕生の嬉しい話を聞いていないので、そろそろ朗報が聞こえてこないかな?とワクワクして待っているところです。

農業という素晴らしい仕事を、最高のパートナーと共に営む……私のカップリングへのお手伝いは今年度でひと区切りですが、ぜひ独身男性に人生最高のパートナーの手をつかんでもらいたいです。



子どもたちと日帰り研修

# 農地を転用する場合には、農地法による手続きを！

農地を転用する場合には、農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われる、いわゆる「無断転用」が後を絶ちません。農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令順守に努める必要があります。

## 農地転用とは

農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林など農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置き場や砂利採取場などに利用する場合も転用になります。

## 農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する事を目的として設けられています。

## 農地違反転用した

許可なしに無断転用すると違反転用となり、以下の罰則を受けることになります。

### ・個人の場合

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

### ・法人の場合

1億円以下の罰金

農地を転用して住宅や工場などを建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法などの他法令によって建設等が規制される場合があります。この場合には、他法令による許認可等が得られる見通しが無い限り農地転用の許可は行われません。



## 本別町賃借料情報

農業経営基盤強化促進法で賃借され公告した本別町の実勢賃借料を集計しましたので、賃借料の判断材料としてご活用ください。

H26年1月～12月に公告した賃借料水準（畑：10aあたり）

最高額	最低額	平均額	データ数
7,830円	5,470円	6,490円	25筆

※件数が少ないため、地区別ではなく、町内全体で提供します。

※金額は算出結果の10円未満を四捨五入しています。

※平均額は加重平均したものです。

※平成21年の農地法改正により、農地法第52条の規定に基づき農地の賃借料情報を提供することとなりました。

## 編集後記

私が農業を始めてから10年目を迎えた。経験も知識もまるでない中でこれまでやってこられたのは、たくさんの方の指導や応援をいただくことができたからだ。

最近、農業は地域に支えられていることが身に染みてよくわかるようになってきた。そこで地域の方に恩返しができないかと仲間と相談し“農業の力で地域を活性化しよう”と、“ほんべつ肉まつり”を開催することになった。先日も商工会青年部主催で、日本一の豆の町をPRすべく「豆まかナイト」が開催された。農商工連携と官民が一体になり、お互いに協力しあい、将来に向けて取り組んでいかなければ、日本の農業に明日はない。今こそ、その瞬間だ。

広報委員 小笠原 徹